

わが町から有害植物

「オオキンケイギク」を駆除しましょう

5月下旬から6月にかけてヒマワリの花を小型にしたような黄色い花が町内南部を中心に路傍などで目にするが多くなりました。この花が町内で物凄い勢いで増殖しています。

この花はオオキンケイギクという北米原産の帰化植物で、宿根草である上に大量の種子をばら撒きます。そして、荒地、乾燥した土地でも強い生命力を発揮して在来植物を駆逐してしまいます。

町内でこの花を最初に目にしたのは10年前くらいですが、今ではあちこちに根を下ろしてしまいました。

原因を作ったのは人間です。単純に花が美しいからという理由で観賞用に県南の群生地から種子か株を鏡野に持ち込んだことによりです。

ご存知かと思いますが、県南の旭川土手にはこの花が大群生し、在来植物のほとんどを駆逐して黄色い色になってしまっています。種子をばら撒く前に毎年多大な税金を使って行政が刈取作業を行っていますが、その勢いを止めることができず、勢力を上流部に伸ばしており今では御津北部にまで至っています。

オオキンケイギクは外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）によって指定されている「**特定有害植物**」で、栽培、保管、運搬、販売・譲り渡し等の取引、輸入等が法律で禁止されています。

このままあと10年もほっておくと町内いたるところにオオキンケイギクがはびこり、在来植物を淘汰してしまい、さらには田畑や庭にも侵入して管理不能となってしまう。草刈の際にわざわざその花だけを残している場合もよく目にします。

今なら間に合いますので、地区の共同作業などの際に唐鍬で掘り取っていただきますようお願いいたします。個人の土地の場合には地権者によく説明して納得してもらってから作業をお願いします。

なお、罰則も厳しく定められています。参考までにお知らせします。

＜特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律32条＞

『個人の場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又は併科する』

＜同法36条＞

『法人の場合、1億円以下の罰金刑を科する。』



くらし安全課 本山

国民年金

こんなときには届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は加入するときだけでなく、被保険者の種別が変わったときにも必要です。

もし届出されなかった場合は、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者に該当	印鑑	住所地の市町村
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者に該当	印鑑 年金手帳 退職日のわかる書類	住所地の市町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき、扶養から外れたとき、離婚したとき	第3号被保険者から第1号被保険者に該当	印鑑 年金手帳 喪失日のわかる書類	住所地の市町村

右記の場合以外にも、住所が変わったとき、氏が変わった時は届出が必要です。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2363
鏡野町役場 住民税務課 年金係 電話(0868)54-2985